

食品安全委員会（第1006回会合）議事概要

日 時:令和7年12月16日(火) 14:00~14:30
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:山本委員長ほか6名出席
傍聴者:一般31名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・農薬 8品目
ピロキロン
S-メトラクロール（メトラクロール）

→農林水産省及び消費者庁から説明。

農薬「ピロキロン」及び「メトラクロール」については、農薬に関する専門調査会において審議することとし、農薬第一専門調査会から農薬第五専門調査会までのいずれの専門調査会で調査審議するかについては、後日委員長が指定し、指定次第速やかに、本委員会において報告することとなった。

フェンメディファム

→消費者庁から説明。

農薬「フェンメディファム」については、令和6年7月31日付けで内閣総理大臣宛てに農薬の再評価として食品健康影響評価結果を通知しており、今回、再評価において設定された許容一日摂取量(ADI)及び急性参照用量(ARfD)を踏まえたばく露評価結果のみが報告され、ADI及びARfDを超えないことが確認されたことから、食品安全基本法第11条第1項第2号「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当するものと認められる旨を内閣総理大臣に通知することとなった。

- アシノナピル
イプトリアゾピリド
キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル
ピフルブミド
メタラキシル及びメフェノキサム

→浅野委員から説明。

農薬「キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル」並びに「ピフルブミド」については、評価書の改訂を行わず、既存の評価結果を

変更しないことから、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

すなわち、キザロホップエチル及びキザロホップPテフリルのグループADIを0.009 mg/kg 体重/日、グループARfDを0.3 mg/kg 体重と設定する。

ピフルブミドのADIを0.0073 mg/kg 体重/日、ARfDを0.09 mg/kg 体重と設定する。

という内容をリスク管理機関（消費者庁）へ通知するという事となった。

農薬「アシノナピル」及び「イプトリアゾピリド」については、農薬第二専門調査会において、「メタラキシル及びメフェノキサム」については、農薬第三専門調査会において、審議することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等 1品目
DN-E4株を利用して生産されたL-エルゴチオネイン

→消費者庁から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。